

発湯監第13号
平成28年8月2日

湯梨浜町長 宮脇正道様

湯梨浜町議会議長 光井哲治様

湯梨浜町代表監査委員 磯江俊二

湯梨浜町監査委員 上野昭二

平成28年度第1回定期監査報告書

湯梨浜町監査委員条例第2条の規定に基づき、平成28年度第1回定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

第1 監査の概要

I 監査事項

- (1) 平成27年度工事等契約の執行結果について
- (2) 新公会計制度に向けての取組状況について
- (3) 町立こども園の優先入園決定の状況について

II 監査の実施日、場所

平成28年6月21日（火）、23日（木） 監査委員室

III 実施した監査手続き

監査の対象となった項目について、資料審査、聞き取りを行った。

第2 監査結果並びに所見

(1) 平成27年度工事等契約の執行結果について

- 平成27年度入札執行业務（50万円以上）は、合計250件であった。今回は、これらの契約について、特に変更契約の手續と支払遅延防止の手續の適否を重視して監査を行った。

その結果は、次のとおりであった。

ア 変更契約の手續について

対象契約（250件）のうち、変更契約を締結したものは、86件であるが、その内訳は次のとおりである。

┌ 契約金額を増額したもの	51件
├ 契約金額を減額したもの	16件
└ その他（工期延長など）	19件

これらの変更契約を行ったものの中で抽出して、変更起工伺、指示書、協議書等の公文書綴を調査したところ、「舗装工について、オーバーレイから表層を取り壊し再舗装としたこと。」「舗装撤去及び処分をアスファルトからコンクリートへ変更したこと。」「県道横断部を施工する際に交通誘導員を配置したこと。」等多くの事案では変更事項は記載してあるものの、「なぜ変更せざるを得なかったか」という変更理由・原因が記載されていないケースが見受けられ、かつ、所要の指示書、協議書等変更に至る協議書面も綴られていない。このため、変更に至る妥当性が判断できず、また変更に至る経緯も不透明で担当職員の記憶に頼るのみというケースも認められた。更に当初設計・当初入札の時点から入札残の流用を見込んだ安易な変更対応を可とする風潮さえあるのではなかろうかと思わざるを得ないケースも認められた。

イ 支払遅延防止の手續について

町が発注する工事、委託、物品購入等の契約に伴う代金の支払いについては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月法律第256号）の適用を受け、「工事代金については相手方から適法な支払請求を受けた日から40日、その他の給付に対する対価については30日以内に支払わなければならない。」こととされている。

一方、当町の支払期日は、事務処理の円滑化を図るため「毎月10日及び25日の2回」と定められている。

前記平成 27 年度入札執行事業（50 万円以上）について、この支払状況を見てみると「完成期日から支払期日までに 40 日以上経過しているケースが 16 件存在し、中には完成期日から支払期日まで 73 日を要したものもあった。

もちろん法律の規定は「適法な請求を受けた日から 40 日又は 30 日」であるからこれらのケースが直ちに法律違反となるものではない。

聞き取り並びに抽出した公文書を調査したところ、いずれも「請求書提出を督促したが事業者の提出が遅れた」、「請求日から法律指定の期日内に支払った」というものであった。

しかし、実際に支払関係書類を点検してみると、請求書の年月日と町支出文書の筆跡が同一であるケースが見受けられた。これは、双方とも町支払担当者が期日を書き入れる作業を行っているのではという疑念を禁じ得ないところである。

- ・ これらの状況は、単に変更契約手続きの適正化、支払遅延防止の手続きの改善ということにとどまらず、適切な公文書の作成・管理の面からも問題となるところであり、広く日常業務の改善、町民（民間）サービスの向上という観点から、あらためて全庁的な業務向上に努められたい。

（２）新公会計制度に向けての取組状況について

- ・ 全国的に人口減少・少子高齢化が進展している中、国では平成 26 年 5 月総務大臣通知を発し、各地方公共団体に対して今後の地方公共団体の財政マネジメント強化のための地方公会計に向けての取組を推進し、予算編成時の積極活用や限られた財源を賢く使う取組みを要請している。

これを受けて、当町でも平成 26 年 5 月 26 日付で「湯梨浜町固定資産台帳整備業務委託契約」を締結し、公会計実施に向けての基礎となる現有固定資産の調査・分析作業に着手した。

その後、国では各地方公共団体間での比較検討を容易にするため「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめ、財務書類の作成手順や資産の評価方法等を示して、原則として平成 27 年度～平成 29 年度の 3 年間に全ての市町村がこの基準による公会計制度に基づく財務書類を作成し、予算編成等に活用するように要請した。（平成 27 年 1 月 23 日付総務大臣通知）

この通知を受けて、当町でも上記「固定資産台帳整備業務委託契約を変更し、新たに公共施設等総合管理計画作成（専門的な立場から今後の町の基本的な方針案の作成を行い公共施設等総合管理計画素案を作成）等の業

務を追加したところである。

- ・ この新公会計制度への取組みについては、本格的な移行のためには地方自治法施行令・同省令等の法令改正が必要なこと、現在の「現金主義による単式会計」から民間のような「発生主義による複式会計」に変更するには毎日の経理関係書類の手入れが必要となり大幅な事務形態の変更が必要なこと（現在でも東京都・大阪府以外は実施できていない。）等の根本課題がある外、現在でも単式会計による決算書類を作成後これを基に新たに複式会計による財務関係書類を作成しているが二重業務となっていること、国は予算編成に活用させるというが決算分析は翌年度の夏頃となるため当該予算編成には間に合わないこと等まだまだ不透明な課題も多く残っている。

専門家によると、この取組みは国際基準に合致させるものであり、また公債発行等における民間による各地方公共団体の経営分析も可能となるなど国の取組みは確実に進んでいくであろう。しかし、最も肝要なのは各公共団体がこれらの財務関係書類を今後どのように活用していくのかということであると説明される。

確かに公会計制度導入に伴い作成される貸借対照表その他の財務書類は、上手に活用されれば老朽化が進む各公共施設の統廃合計画の分析検討、老人福祉、産業振興など各行政分野ごとの効率性の比較調査・分析等各公共団体が抱える課題分析のための重要な資料となり得るようである。しかし、このためには更に新たな追加データに基づく書類の作成とデータソフトの構築が必要といわれている。

- ・ 当町ではこの委託契約を通して作成された成果物を今後どのように活用していくのか？担当課に聞き取りを行ったところ、この取組みは始まったばかりであり、まだ具体的検討には着手していない。とのことであった。

国の進展状況も不明な点が多く残っている状態であり、やむを得ない面もあるが、これらの成果物を今後どのように活用していくのか注視していく必要があると考えるところである。

(3) 町立こども園の優先入園について

- ・ 町立こども園への入園について、「人気のある園については、町外あるいは町内他地区の子どもたちが入園している一方で、地元の子どもたちが他地区の園に通っている」、「当初は他地区の園に通っていたが保護者が文句を言って途中で地元の園に変更してもらった」などの声を聞く。このた

め、町立こども園の入園基準、特に優先入園の取扱いについて調査した。

- 町立こども園の優先入園基準は、湯梨浜町保育の必要性の認定基準に関する規則（平成 27 年 3 月湯梨浜町規則第 6 号）第 5 条に規定されており、①ひとり親家庭の場合、②生活保護世帯の場合、③保護者が失業し再就職活動中の場合、④虐待やDVのおそれがある場合、⑤障がい児の場合、⑥育休中で復職が予定されている場合、⑦既に兄弟姉妹が同一のこども園に通園している場合、⑧未満児の時から保育を受けていた場合が具体的に列挙され、更に⑨その他町長が必要と認める場合を加えた 9 ケースが定められている。

そして、毎年 11 月中旬～12 月上旬に新規入園申込みの受付があり、町が保育の必要性を認定審査した後に、入園決定を受けることになるが、その新規入園申込案内書の中には、一角に次のとおり記載してあるだけである。

入園申込者数が施設の定員を超えた場合は、以下の項目に基づき、利用調整を行います。

※調整の結果、第 1 希望の施設にご入園いただけない場合は、1 月中に電話等でご連絡します。

- ・ 申込書及び必要書類を受付期間内に提出しているか。
- ・ 兄弟姉妹の入園状況。
- ・ 申込児童の住所地。
- ・ 保護者の就労、就学の状況。
- ・ 申込児童及び世帯員の疾病・介護・障がい等の状況。
- ・ 世帯状況。（ひとり親世帯の場合、生活保護世帯で保護者の就労により自立が見込まれる場合等）
- ・ 虐待やDVのおそれがある場合、その他社会的養護の必要性がある場合。
- ・ その他町長が認める場合。

前記規則に具体的に列挙されている優先入園のケースはいずれも適切であり、町民誰もがやむを得ないと認めるところである。従って、「地元の園に入れたい」、「通勤途中の園に入れたい」等の諸事情を優先入園基準に当てはめると、⑨その他町長が必要と認める場合として扱うかどうかの問題となる。

- 一方で、保護者の側にとってみれば、「子どもが希望どおりの園に入園できるかどうか」は、大きな不安であり、無事入園できなかった際には

新たな通園方法の検討や将来異なる小学校区に存する園に通園させることになる不安等とともに、町への不満がつのることになる。

現在、町では、新規入園申込後切後に内部関係職員が集まって保育必要性の認定審査及び入園施設の決定を行い、各保護者に通知しているとのことだが、その決定手続きに特に不適切といえる点は特に認められない。

ただ、大半の保護者は、この入園決定の手続を経験するのは初めてであり、優先決定に該当するかどうかよく分からないのが実情である。

- ・ 「地元の園に入園させたい」、「通勤途中の便利な園に入れたい」等の諸事情を規則上の優先基準に該当させるかどうかは、大きな問題ではない。仮に優先項目の一つとして取扱うとしても、最終審査の際の配慮項目として取扱うとしても、重要なのは、そのことを保護者に事前によく説明し、決定後にはその経過をよく理解してもらうことである。

聞取りによると、他町では、優先入園の各事由を点数化して事務処理の客観性を確保している所もあるようである。

いずれにしても、入園手続に関する保護者の不安を解消し、入園施設決定に伴う誤解や不満を解消するためには、現在の新規入園案内書の一角に僅かに記載しているだけの「定員オーバーの場合には、利用調整を行います。」との説明文をより丁寧に、かつ保護者の方々にわかり易く作り直して、並びに窓口では説明を徹底するなどにより、町民の不安と理解不足による誤解解消に努めていくことが肝要と思うところである。